

管理 No.	F067
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：保健福祉部保護第一課
 (係 / 内線：2872)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	配偶者支援金の申請に対する処分	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
	根拠規定条項	第 15 条第 5 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
	基準規定条項	第 15 条第 5 項
	審査基準	<p>下記の支給要件を審査</p> <p>特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(事実婚を含む)であること</p> <p>平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の規定により支援給付を受けている施行前死亡者の配偶者であって、当該死亡時に特定配偶者に該当する者であること</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から概ね 2 週間以内	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 16 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	